

意見書案第 1 1 号

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の廃止を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 1 3 条の規定により提出いたします。

令和 3 年 1 0 月 5 日

川崎市議会議長 橋 本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗 田 裕 之
	〃	大 庭 裕 子
	〃	渡 辺 学
	〃	片 柳 進
	〃	石 川 建 二
	〃	井 口 真 美
	〃	勝 又 光 江
	〃	赤 石 博 子
	〃	後 藤 真左美
	〃	小 堀 祥 子
	〃	市 古 次 郎

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律の廃止を求める意見書

重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律いわゆる土地利用規制法が、本年6月16日に参議院本会議で強行採決され成立した。

同法は、防衛施設などの重要施設等の周辺を注視区域及び特別注視区域として定め、これらの区域内の土地等の所有者や利用状況等の調査等を可能とするものであるが、この重要施設には自衛隊の施設だけでなく、政令で定める生活関連施設が含まれることとなっており、発電所や一日10万人以上が利用する駅なども対象となり得る上、当該調査においても土地等の利用者等の情報のうち政令で定めるものの提供を求めることが可能となっており、それぞれ政府の判断でいかようにも拡大される恐れがあり、多くの国民に影響を及ぼすことが懸念されている。

また、同法により定められた区域内の土地等の利用者に対して利用中止等の勧告や命令を出し、それに応じない者に対し刑罰を科することとなっているにも関わらず勧告等の対象となる機能を阻害する具体的な行為については、同法には明記されておらず、罪となるべき行為は法律に明示されなければならないとする罪刑法定主義の原則にも反している。

これらは、安全保障のために国民の権利を制限しようとするものであり、憲法に定められた個人の尊厳やプライバシーの権利、思想信条の自由、土地の所有者の財産権等の基本的な人権の侵害などにつながる可能性がある。

よって、国におかれては、日本国憲法が保障する人権を侵害する恐れのある土地利用規制法を廃止するよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

法務大臣

防衛大臣